

栃木県緊急事態措置の概要

県では、4月18日(土)から5月6日(水・振休)までを実施期間とする「栃木県緊急事態措置」を定め、感染拡大防止に取り組んでいます。県民の皆さまには、引き続きご理解、ご協力をお願いします。

外出の自粛(措置法※第45条第1項)

※新型コロナウイルス等対策特別措置法

生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛をお願いします。特に、ゴールデンウィーク中の帰省や旅行など、都道府県をまたいだ移動の自粛や「3つの密」が濃厚な形で重なる繁華街の接待を伴う飲食店への出入りの自粛に引き続きご協力をお願いします。

生活の維持に必要な場合(例)

食料品や日用品など生活必需品の買い出し、医療機関への通院、屋外での運動や散歩、職場への出勤 など

イベントの開催自粛(措置法第24条第9項等)

イベントについては、規模の大小、屋内・屋外を問わず、開催の自粛をお願いします。なお、生活の維持に必要なものについては、感染拡大防止対策を講じた上での実施をお願いします。

施設等の休止(措置法第24条第9項)

以下の施設等の休止を要請しています。なお、要請へのご協力に対する支援措置を講じています。

特措法による要請を行った施設	遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動・遊技施設、文教施設	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超える	大学・学習塾等、博物館等、商業施設、ホテルや旅館
特措法によらない協力依頼を行った施設	床面積の合計が1,000平方メートル以下	

栃木県緊急事態措置等の強化策(4月25日(土)から5月6日(水・振休))

- スーパーマーケット・公園等における感染拡大防止の協力要請(特措法第24条第9項):人が密集しないよう、感染予防策を事業者と利用者の双方に要請しています
- 行楽を主目的とする宿泊に係る事業の休止を要請(特措法第24条第9項) ほか

☎県健康増進課 ☎028-623-3089

治療等に携わる方々の人権にご配慮を

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、医師、看護師をはじめとする医療従事者の皆さまには大変なご苦勞をお掛けしています。

最前線で新型コロナウイルス感染症と向き合っているすべての病院、診療所、そして、そこで働くすべての医療従事者の皆さまに対して、御礼申し上げます。

一方で、懸命な治療に当たっている医療従事者やそのご家族に対して、心ない言葉が投げかけられるといった事案が起きています。

県民の皆さまには、感染した方や医療従事者、そのご家族・関係者等に対し、不当な差別や偏見、いじめ、SNS上での誹謗・中傷等が行われないよう、正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いします。

人権を侵害されたら相談を

・みんなの人権110番

平日(午前8時30分～午後5時15分): ☎0570-003-110

☎県人権施策推進室 ☎028-623-3027

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、県の要請・協力依頼等に応じて休業等にご協力いただいた事業者に対して、協力金を支給します。対象となる事業者の要件は右表のとおりです。

県が休業要請または協力を依頼した施設(ホテル、旅館を除く)	4月21日(火)から5月6日(水・振休)まで継続して休業
県内の食事提供施設※右の期間中、テイクアウト・デリバリーのための営業に切り替えた場合も含む	
県内のホテル、旅館	集会の用に供する部分 行楽を主目的とする宿泊に係る事業
	4月28日(火)から5月6日(水・振休)まで継続して休業

※いずれも4月18日(土)より前に開業し、かつ営業の実態がある事業者

支給額:1事業者最大30万円(1事業者当たり10万円。事業所を賃借している場合は10万円を加算、複数事業所を賃借している場合はさらに10万円を加算)
申請期間:5月7日(木)～6月30日(火) 申請方法:インターネットまたは郵送



詳しくは専用ポータルサイトで確認または問い合わせを

☎新型コロナウイルス感染拡大防止協力金受付センター

(午前9時～午後5時): ☎028-680-7145

※4月28日現在の県の主な対策を掲載しています。最新の情報は県ホームページ等でご確認ください



実践しよう! 大切な人を守る行動

新型コロナウイルスの感染から自分や家族、そして社会を守るため、今後とも以下の感染予防対策の徹底をお願いします。

手洗い

手洗いは、手指からウイルスを洗い流す効果があります。外出先からの帰宅時や食事前等、こまめに手を洗いましょう。アルコール消毒でなくても、石けんを使った手洗いで十分な効果があります。



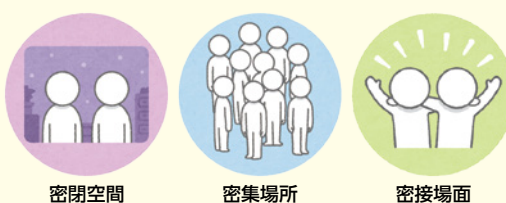
せきエチケット

せきやくしゃみの飛沫は約2メートル先まで飛びます。飛沫で他人に感染させないよう、以下に気をつけましょう。

- ①せき・くしゃみがでるときはマスクを着用し、鼻と口をしっかりと覆いましょう
- ②マスクがないときにせき・くしゃみをする際は、ハンカチやティッシュで鼻と口を覆いましょう
- ③とっさのせき・くしゃみの際は、袖で鼻と口を覆いましょう

3つの「密」を避けよう

日頃の生活や、やむを得ず外出する際にも、換気の悪い「密閉空間」、多数が集まる「密集場所」、間近で会話や発声をする「密接場面」が重ならないよう気をつけましょう。



☎県健康増進課 ☎028-623-3089

人との接触を8割減らす、10のポイント

誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。以下を参考に日常生活を見直してみましょう。

1 ビデオ通話でオンライン帰省	2 スーパーは1人または少人数ですいている時間に	3 ジョギングは少人数で公園はすいた時間、場所を選ぶ	4 待てる買い物は通販で	5 飲み会はオンラインで
6 診療は遠隔診療(定期受診は間隔を調整)	7 筋トレやヨガは自宅で動画を活用	8 飲食は持ち帰り、宅配も	9 仕事は在宅勤務	10 会話はマスクをつけて

☎県健康増進課 ☎028-623-3089

県民向けマスク確保運動について

布製マスクなどを製造・販売する県内事業者の情報(価格、入手方法、問い合わせ先など)を県ホームページで紹介しています。

右の二次元バーコードを読み取るか



栃木県 マスク確保 検索

☎県工業振興課 ☎028-623-3249

DV(配偶者等からの暴力)に関する相談窓口について

生活不安やストレスによる、DV被害の深刻化が懸念されています。まずはご相談ください。

- DV相談+(プラス) ☎0120-279-889(24時間対応) ※メール相談はホームページから
- とちぎ男女共同参画センター ☎028-665-8720(平日:午前9時～午後8時・土日:午前9時～午後4時・祝休日:休み) ※5/3(日)～6(水・振休)は臨時開設(午前9時～午後4時) ※緊急の場合は110番通報を
- ☎県人権・青少年男女参画課 ☎028-623-3074

新型コロナウイルス関連の悪質商法について

新型コロナウイルス感染症に絡む、不審な電話や訪問、身に覚えのない商品が届くなど、消費者トラブルの相談が寄せられています。少しでもおかしいと感じたらご相談ください。

●消費者ホットライン ☎188 ※「助成金があるので個人情報教えてほしい」などの電話があった場合には、110番通報を

☎県消費生活センター ☎028-625-2227

栃木県新型コロナウイルスコールセンター ☎0570-052-092 (土日・祝日を含む) 24時間対応

※コールセンターでは、新型コロナウイルス感染症全般に関するご相談を受け付けています ※外国人の方など、日本語以外での相談をご希望の方は「とちぎ外国人相談サポートセンター(☎028-678-8282)」(24時間対応)へご相談ください

※聴覚等に障害があるなど、電話での相談が難しい方はファクシミリでご相談ください
平日(午前8時30分～午後8時): FAX028-623-3052、夜間・休日: FAX028-623-2527